様式第１号別紙１（第５条関係）

移住支援金の支給申請に関する誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県及び熊野町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、熊野町移住支援金支給要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合：全額

（２）移住支援金の支給申請日から３年未満に熊野町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）移住支援金の支給申請日から３年以上５年以内に熊野町以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（４）移住支援金の支給申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（起業の場合のみ）

（５）広島県の実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

　　年　　月　　日

署名欄：